

住宅密集地の

雪置き場を 募集しています

自治会から雪置き場として申請いただいた土地の
賃借料を補助します。

※ただし、補助金の交付は市が道路の一斉除雪を実施した場合に限ります。

募集期間

令和6年11月29日（金）必着

申請者

自治会長

注意事項

除雪期間後の土地の現状復旧は、
自治会様と地権者様でご対応を
お願いいたします。

お問合せ

福井市役所 道路課

TEL：0776-20-5560

FAX：0776-20-5563

MAIL：douro@city.fukui.lg.jp

詳しくは裏面または

HPをご覧ください。



市民雪置き場支援事業（令和6年度概要）

【制度概要】

降雪期に市道の安全な通行を確保するため、自治会と地権者が土地賃貸借契約を結び、当該土地を市道の雪置き場として提供された場合に、賃借料を補助金により支援します。

【雪置き場について】

- ・住宅密集地の狭い市道沿いにあり、付近に公有地等の代替地がないこと
- ・地権者に利用の承諾を得られていること
- ・補助の対象となる面積が100～300㎡であること

土地面積	使用面積の上限 (補助の対象)
500㎡	300㎡
250㎡	250㎡

- ・除雪期間後の土地の現状復旧は、自治会と地権者でご対応ください

【申請書類】

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・市民雪置き場支援事業申請場所一覧
- ・雪置き場の地図（住宅地図可）
- ・土地使用契約書の写し 1部
- ・地権者の固定資産税の調査同意書

※申請手続きは毎年度必要です。

※申請書等は福井市ホームページからダウンロードできます。

※申請後、福井市が現地調査を行い、雪置き場としての適否を判断します。

【降雪時の写真撮影】

一斉除雪が実施された際、雪が置かれている状態の雪置き場を撮影してください。補助金の交付に必要です。

【補助額】

賃借料相当額。ただし、補助対象の土地に課される（固定資産税額 + 都市計画税）の最大3ヶ月分を上限とする。

下記①～③の各期間に一斉除雪がされた場合、1期間につき1ヶ月分として補助します。

除雪期間 ① 12月15日から1月14日 ② 1月15日から2月14日

③ 2月15日から3月15日